

「ウェルビーイング・SDG s 推進ファンド」基金造成事業補助金交付要綱

制定 令和6年7月30日 区長決定 要綱第282号

(目的)

第1条 この要綱は、大学、研究機関、民間事業者等(以下「事業者等」という。)と区が連携し、SDG sの達成に資する地域課題および行政課題の解決を目指して、事業者等が行う新たな技術やサービスを用いた事業等への助成を行うことを通じて、多様かつ複雑な区民ニーズに対応し、区民のウェルビーイング向上を図ることを目的として実施する「ウェルビーイング・SDG s 推進ファンド」基金造成事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に際し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 区は、ウェルビーイング・SDG s 推進事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)が「ウェルビーイング・SDG s 推進ファンド」基金事業(以下「基金事業」という。)として、地域課題および行政課題の解決に向けた事業等を実施するために設置する基金(以下「基金」という。)の造成事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費および補助率)

第3条 補助対象経費は、実行委員会が補助事業に要する経費とする。

2 補助率は定額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 実行委員会は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に対し申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 法人税の納税義務がないことの申立書(別紙2)

(補助金の交付決定)

第5条 区長は、前条の規定による交付申請があったときはその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると決定したときは補助金交付決定通知書(第2号様式)により実行委員会に通知する。

(補助の条件)

第6条 実行委員会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業および基金事業(以下「補助事業等」という。)の経理について、他の事業の経理と明確に区分して収入額および支出額を記載した書類を作成し、基金の使途を明らかにしておくこと。

(2) 前号に規定する書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業等が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

(3) 補助事業等の実施にあたっては、暴力団の排除に係る区の取扱いに準じて行うこと。
(請求書の提出)

第7条 実行委員会は、第5条による補助金交付決定通知書を受けたときは、すみやかに補助金概算払請求書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第8条 実行委員会は補助事業の中止もしくは廃止または補助金に係わる事業計画を変更する場合においては、補助金変更申請書（第4号様式）を提出し、区長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第9条 実行委員会は、補助事業について完了したときまたは廃止の承認を受けたときは、すみやかに補助金事業実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、実行委員会に通知するものとする。

(決定の取消し)

第10条 実行委員会が次の各号の一に該当したときは、区長は、補助金の交付決定を取り消し、またはすでに交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反し、または不適切な運営をしたとき。

(2) 基金事業を廃止したとき。

(基金の管理)

第11条 実行委員会は、金融機関等への預金（普通預金または定期預金）の方法により基金を管理するものとし、その運用によって生じた収入を基金に繰り入れなければならない。

(基金の使途)

第12条 実行委員会は、基金事業を実施する場合を除き、基金を取り崩してはならない。

2 前項の基金の取崩しによる収入は、次に掲げる経費に充てるものとし、他の経費に流用してはならない。

(1) 第1条に規定する目的に合致した事業者等が行う新たな技術やサービスを用いた事業等への補助に要する経費

(2) 事業者等との連絡調整に要する経費

(3) 会議の運営等に要する経費

(4) 資料の収集および作成に要する経費

(5) その他上記に属さない事業に要する経費で特に必要と区長が認めるもの
(基金事業の中止または廃止)

第13条 実行委員会は、基金事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ基金事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 実行委員会は、基金事業を中止し、または廃止したときにおいて、基金に残余が生じた場合は、当該残余のうち補助金相当分を区に対し返還しなければならない。

(基金事業の状況報告)

第14条 実行委員会は、基金事業の廃止を行うまで毎年度、基金事業実施状況報告書（第7号様式）により、翌年度の6月15日までに区長に報告するものとする。

(検査、報告等)

第15条 区長は、基金事業および基金の管理の適正を期すために必要があると認めるときは、実行委員会に対し、報告または資料の提出その他必要な調査を行うことができる。この場合において、実行委員会はそれらの求めに協力しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に際し必要な事項は区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年7月30日から適用する。

年 月 日

品川区長 あて

ウェルビーイング・SDG s 推進事業実行委員会

会長

住所

「ウェルビーイング・SDG s 推進ファンド」基金造成事業補助金

交付申請書

「ウェルビーイング・SDG s 推進ファンド」基金造成事業補助金交付要綱第4条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請金額 金 円

2. 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 法人税の納税義務がないことの申立書（別紙2）

(別紙1)

事業計画書

【補助事業（基金造成）】

事業計画

【基金事業】

事業内容

(別紙2)

申 立 書

年度「ウェルビーイング・SDG s 推進ファンド」基金造成事業補助金の交付
申請にあたり、当団体は法人税の納税義務が無いことを申し立てます。

年 月 日

品川区長 あて

申請者

住所

氏名

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

ウェルビーイング・SDG s 推進事業実行委員会

会長

様

品川区長

「ウェルビーイング・SDG s 推進ファンド」基金造成事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度「ウェルビーイング・SDG s
推進ファンド」基金造成事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので
通知します。

記

1. 補助金交付額 円

年 月 日

品川区長 あて

ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会

会長

住所

「ウェルビーイング・SDGs推進ファンド」基金造成事業補助金

概算払請求書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった補助金について下記のとおり請求します。

記

1. 補助金交付決定額 ￥

既交付額 ￥

今回請求額 ￥

2. 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合		本店・支店				
口座種別	普通・当座・貯蓄・その他()						
口座番号(右詰めでご記入ください)							
フリガナ							
口座名義人							

※口座名義人は補助金請求者と同一の方に限ります。

年 月 日

品川区長 あて

ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会
会長

「ウェルビーイング・SDGs推進ファンド」基金造成事業補助金
変更申請書

年 月 日付で申請のあった「ウェルビーイング・SDGs推進ファンド」
基金造成事業補助金について、その内容を変更したいので、第7条の規定により、下記の
とおり申請します。

記

1. 変更内容およびその理由

2. 事業変更計画書

年 月 日

品川区長 あて

ウェルビーイング・SDG s 推進事業実行委員会

会長

住所

「ウェルビーイング・SDG s 推進ファンド」基金造成事業補助金

事業実績報告書

年 月 日付 第 号で（変更）交付の決定を受けた補助事業について、事業が完了しましたので実績報告します。

記

1. 基金造成を証する書面（写し）

年 月 日

品川区長 あて

ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会

会長

住所

「ウェルビーイング・SDGs推進ファンド」基金造成事業補助金

基金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で（変更）交付の決定を受けた補助事業について、基金事業を中止（廃止）したいので、基金事業中止（廃止）承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）する理由

2. 中止（廃止）する年月日

年 月 日

品川区長 あて

ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会

会長

住所

「ウェルビーイング・SDGs推進ファンド」基金事業

実施状況報告書

「ウェルビーイング・SDGs推進ファンド」基金造成事業補助金交付要綱第14条の規定により、 年度基金事業の報告書を提出いたします。

記

1. 年度基金事業実施状況報告書
2. 年度基金管理状況報告書
3. 参考資料